

泉崎村農業委員会定例総会（９月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和 7 年 9 月 1 6 日（火）午後 1 時 3 0 分から

場 所：泉崎村役場第 1 会議室

2 会議構成人員（1 0 名）

出席農業委員（8 名）

1 番	箭内	一美	委員
2 番	佐川	ヒロ子	委員
3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員
5 番	穂積	正徳	委員
6 番	菊地	信治	委員
7 番	大野	厚海	委員
8 番	有賀	路夫	委員

推進委員（2 名）

泉崎②	鈴木	正一	委員
瀬知房	鈴木	勝	委員

3 本日の提出議案

議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 7 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 4 9 号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 5 0 号 泉崎村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について

4 議事録署名人

5 番 穂積 正徳 委員

6 番 菊地 信治 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 9 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

9 月 4 日私と、佐川ヒロ子委員、鈴木勝委員、事務局と 4 名で研修会に参加しました。研修の中で、村の魅力となる特産品が何か欲しいな感じました。また、稲刈りの時期なのでコンバイン等による事故等に十分注意しましょう。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「5 番 穂積正徳委員」「6 番 菊地信治委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について」推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

９日に、我々委員と事務局、申請者の●●さんと行政書士の方の６名で現地確認を行いました。資料３ページをご覧ください。以前、宅地への進入路を確保するために１５－１０と１５－７を交換したとのことです。当時は仮登記までしかできなかったようで、今、本登記に向けて手続をしているようです。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 佐川ヒロ子委員の意見をお願いします。

(佐川ヒロ子委員)

９日に、鈴木委員と事務局、申請者の●●さんと行政書士の方の６名で現地確認を行いました。１５－１０を進入路として使用するために１５－７と交換したとのことでした。境界もきちんとしていたので、問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第４６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第４６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第４６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」推進委員 鈴木正一委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木正一委員)

当日は都合により参加できなかったのですが、１２日に和泉委員と現地確認しました。他所との境もなく、自分の土地と道路だけなので、問題ないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 和泉輝代委員の意見を申し上げます。

(和泉輝代委員)

９日に申請者と事務局と現地確認し、１２日に鈴木委員と現地確認しました。砂利を入れるということです。周りは自分の土地だけなので、弊害はないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第４６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第４６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第４７号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第４８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括説明願います。

(事務局)

「議案第４７号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第４８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第４７号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第４８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」地区推進委員 鈴木正一委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木正一委員)

当日は都合により参加できなかったのですが、１２日に和泉委員と現地確認しました。自分の畑に建てていて、周りへも影響はないので問題ないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 和泉輝代委員の意見を申し上げます。

(和泉輝代委員)

鈴木委員と同じで、自分の畑に建てていて、周りへも影響はないので問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第４７号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第４８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第４７号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第４８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第４９号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第４９号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か質問・意見等ございますか。

(会長)

質疑等がないようですので裁決を取ります。

「議案第４９号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」意見書(案)のとおり提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第４９号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」原案のとおり決定いたします。

(会長)

続きまして、「議案第５０号 泉崎村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第５０号 泉崎村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か質問・意見等ございますか。

(会長)

質疑等がないようですので裁決を取ります。

「議案第50号 泉崎村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第50号 泉崎村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について」原案のとおり定めることに決しました。

(午後：2時8分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

農地の賃貸借権等について

委員として注意すべきことについて

委員改選の周知について

研修会について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和7年10月15日(水)午後1時30分からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村９月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：２時３８分)